

大阪市高齢者施策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市高齢者施策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、委員長、委員長代行、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、福祉局長をもって充てる。

3 委員長代行は、健康局長をもって充てる。

4 副委員長は、福祉局高齢者施策部長、福祉局認知症施策・地域包括ケア推進担当部長、健康局健康推進部長、健康局保健医療企画室長及び健康局保健指導担当部長をもって充てる。

5 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、連絡会議の事務を統括する。

2 委員長代行は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

4 委員は、連絡会議の事務の円滑かつ効果的な処理が図られるよう相互に連携しなければならない。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が隨時、委員長代行、副委員長及び委員（以下「委員長代行等」という。）を招集して行う。

2 前項の委員に事故があるときは、その指名する者が会議に出席してその職務を行うことができる。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員長代行等以外の者の出席を求めることができる。

(作業チーム)

第5条 委員長は、連絡会議の事務を分掌させるため必要と認めるときは、連絡会議に作業チームを置くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、福祉局高齢者施策部において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

高齢者施策連絡会議 委員

連絡会議 委員 (関係課長)	都市交通局総務担当課長
	区役所保健福祉課長等又は福祉の業務を主管する区役所の担当課長等（福祉担当課長会幹事2名）
	区役所保健福祉課長等又は保健の業務を主管する区役所の担当課長等（保健業務主管課長会幹事2名）
	政策企画室企画部政策企画担当課長
	危機管理室危機管理課長
	経済戦略局企画総務部総務課長
	市民局総務部総務担当課長
	計画調整局企画振興部総務担当課長
	福祉局総務部総務課長
	福祉局総務部経理・企画課長
	福祉局生活福祉部地域福祉課長
	福祉局生活福祉部福祉活動支援担当課長
	福祉局生活福祉部相談支援担当課長
	福祉局生活福祉部国保保健事業担当課長
	福祉局障がい者施策部障がい福祉課長
	福祉局障がい者施策部障がい支援課長
	福祉局高齢者施策部高齢福祉課長
	福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課長
	福祉局高齢者施策部認知症施策担当課長
	福祉局高齢者施策部介護予防推進担当課長
	福祉局高齢者施策部高齢施設課長
	福祉局高齢者施策部介護保険課長
	福祉局高齢者施策部認定担当課長
	福祉局高齢者施策部事業者指導担当課長
	弘済院管理課長
	健康局健康推進部健康施策課長
	健康局健康推進部保健医療企画担当課長
	健康局健康推進部健康づくり課長
	こころの健康センター所長
	保健所管理課長
	環境局総務部総務課長
	都市整備局総務部総務課長
	都市整備局企画部住宅政策課長
	建設局総務部総務課長
	消防局予防部予防課長
	水道局総務部総務課長
	教育委員会事務局総務部総務課長
	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当課長